



従組独自交渉妥結

- ・ 臨時的任用者の空白の1日はH31.4以降任用者から解消
- ・ 給料表の構造は現行通り維持
- ・ H20年の現給保障の今年度末の廃止は見送る
- ・ 超過勤務手当と被服貸与について問題のある場合は委員長を通じて総務課長が対応

11月26日午前11時より第3回独自交渉が行われました。

職のあり方の方向性

子ども達が安心して学べる環境作り、信頼される学校づくりの重要な役割を担っていると認識。

採用試験の再開については、国の指導と環境の変化がなく引き続き難しい。

民間委託については、他府県の状況を見ると突発事案に迅速に対応できない等の課題があると考えている。

校務員室の適正配置

安全管理上の観点、効率上の観点から校務員室への適正配置をすすめる。

校務員の配置状況調査を来年度も実施するとともに夏期研修・実技研修の内容及び日程等をさらに工夫し、実施する方向で努力。

労働災害の未然防止

危険を伴う作業の際は安全面の観点から複数人での作業、墜落転落用ヘルメットや安全帯を装備、作業が困難な場合は専門業者への依頼など事故の未然防止を指導。

超過勤務手当

執行計画作成の際のヒアリングの6月末まで実施を校長・事務長に周知徹底。

被服貸与について

適時適切な貸与を周知徹底する。

被服貸与規定外でも各学校で必要なものは、学校の予算の範囲内で必要性を話し合い購入。

寄宿舎を設置する学校の調理員の労働環境改善

どのような対応ができるのかについて、引き続き関係課及び学校と連携協力しながら検討。

従組最終回答

11月14日の回答であった給与表の構造の維持に加え、11月26日に独自部分の最終回答があり、被服貸与・超過勤務に対する前進的な回答を受け執行部協議の結果、妥結に至りました。

本 体 交 渉

11月27日午前2:35分より、第6回本体会交渉の最終回答がありました。

- ・ 臨時職員の空白の1日の解消 (H31年4月1日以降～)
- ・ H18・H27年の現給保障の新たな削減は見送り
- ・ 子育て支援休暇を中3まで拡大(H31年1月1日～)
- ・ 通勤手当の高速道路加算の上限を2万円から3万円に(H31年1月1日～)

以上のような回答があり、仮妥結に至りました。
※回答は一部です。詳しくは高教組速報をご覧ください。